

石巻市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
 (第1条関係) 石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正

改 正	現 行
(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において助成の対象となる療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>当該医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける</u>とともに受給者証を提示しなければならない。	(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において助成の対象となる療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>被保険者証又は組合員証</u>とともに受給者証を提示しなければならない。

(第2条関係) 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正

改 正	現 行
(受給者証の<u>提示</u>) 第8条 受給者は、医療機関等において助成対象となる療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>当該医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける</u>とともに受給者証を<u>提示</u>しなければならない。	(受給者証の<u>呈示</u>) 第8条 受給者は、医療機関等において助成対象となる療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>被保険者証又は組合員証</u>とともに受給者証を<u>呈示</u>しなければならない。

(第3条関係) 石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正

改 正	現 行
(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>当該医療機関等において医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける</u>とともに受給者証を提示しなければならない。	(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、<u>被保険者証又は組合員証</u>とともに受給者証を提示しなければならない。

